



こんにちは

2025年10月26日 NO. 552

日本共産党品川区議会議員

鈴木ひろ子 です

鈴木ひろ子事務所 中延2-11-7 Tel3783-8833
日本共産党区議団控え室 Tel5742-6818

このニュースについてのご意見、
ご要望をお寄せください。

総括質疑で改善を求めました

品川の介護認定が軽すぎる

区が答弁「サービスが受けられるようにしたい」

介護認定要支援の割合比較 (R6年度)

	要支援 の割合	要介護 の割合
品川区	44.5%	55.5%
全国平均	28.8%	71.2%

品川区は全国平均の**1.5倍**

要支援の割合が多すぎる
介護認定は、要支援が1と2、要介護が1と5と7段階に分かれ、介護度ごとに使えるサービスの金額が決められています。月の支給限度額は要支援1の5万3200円から増えていき、要介護5では36万2170円です。
品川区の認定は要支援の割合が44・5%と、国の28・8%の1.5倍になり、その

品川区の介護認定が極端に軽くなる問題を決算議会で取り上げました。共産党は要支援が要支援1と2に分けられた2006年から指摘し続けてきました。ケアマネ等介護の現場から、また医師会からも指摘され、品川区もついに「原因を分析する。サービスが受けられるようにしたい」と答弁しました。

分要介護認定が少ない状況です(左上表)。

問題は、必要なサービスが受けられないこと

ケアマネさんから「認定が軽く、必要なサービスが受けられない。何とかしてほしい」と相談を受けました。

★70代の独居の男性は、脳梗塞によって

おうちで伝える
性のおはなし

10/31(金) 18:30~20:30

先着120名(会場20人+オンライン100人)

会場: ジェンダー平等推進センター会議室

講師 **染谷明日香** さん

NPO法人ピルコン理事長

主催: 品川区人権・ジェンダー平等推進課

構音障害、嚥下障害、感情不安定、認知症で退院したが、ケアマネ同席で支援の必要性を訴えたが要支援1になった。

★60代女性・脳梗塞で右半身まひの方、状態が変わらないのに、要介護3から要介護2に下がり、デイサービスを週3回から2回に、訪問看護を週1回から隔週に減らさざるを得なくなった。等々、必要なサービスが受けられない人がたくさん生み出されています。

両医師会からも指摘

共産党区議団と医師会との懇談時に今年初めて、品川区・荏原両医師会から、品川区の介護認定が軽くなる問題が出されました。要望書で「明らかに近隣区と比較して厳しく、状態が同じで、同じように意見書を作成しても介護度が下がることがある。このため、安心して生活するための十分なサービスが継続できず、見直し再申請を出さざるを得ない区民が増加している。このような状況が続けば、関係者の疲弊にもつながりかねない」と訴えられました。

65歳以上の1人当たり月額介護給付費(円)

	自治体名	1人あたり 月額介護給付費(円)
1	練馬区	28,463円
2	目黒区	27,890円
3	台東区	27,769円
4	世田谷区	27,700円
5	文京区	27,636円
6	足立区	27,567円
7	葛飾区	27,160円
8	千代田区	27,006円
9	墨田区	26,910円
10	新宿区	26,847円
11	大田区	26,845円
12	港区	26,815円
13	杉並区	26,467円
14	北区	26,372円
15	渋谷区	26,230円
16	荒川区	25,995円
17	中野区	25,799円
18	中央区	25,724円
19	板橋区	25,104円
20	豊島区	24,959円
21	江戸川区	24,221円
22	江東区	24,010円
23	品川区	22,911円

(令和5年12月東京都資料より)

介護給付費は23区で最低

東京都の要支援の割合もほぼ全国と同様28・1(R5年)です。品川区が介護認定を極端に軽くしていることが、結局サービスを抑制し、65歳以上の1人当たりの介護給付費は23区で最低です(左表)。

「区として分析し、サービスが受けられるようにしたい」と答弁

私・鈴木は、決算議会でこの

問題を取り上げました。

区はこれまで「国の基準に基づき、厳格に行っている」と繰り返し、なかなか改善しようとしませんでした。

今回は介護現場や区民からも切実な訴えがあり、さらに医師会からも指摘され、品川区も「全国構成比と比較して要支援の割合が高いことは認識している。原因について分析し、サービスが受けられ、自立支援・重度化防止につながるよう努めた」と答弁。ついに、改善の方向が見えてきました。



ジェンダー平等推進計画(素案)にパブコメを出そう

「計画(素案)説明会」

11/4(火) 13:30~15:00

場所:品川区役所・議会棟6階(第1委員会室)
主催:日本共産党品川区議団

パブリックコメントの実施

期間:10月11日~11月10日まで
広報しながら10月11号、区HPに掲載

無料 法律・生活相談会

11月26日(水)午後5:30~

鈴木ひろ子事務所

中延2-11-7 ☎3783-8833 ☎5742-6818 (控室)

弁護士さんが対応します。どんな問題でもお気軽にご相談ください。